相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県御殿場市川島田五三二番地、最後の住所千葉県山武郡九十九里町不動堂四〇〇一〇　被相続人亡　瀬野　誠一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をしてください。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十二月一日

事務所　東京都千葉市中央区中央二丁目一〇番六号　北野ビル八階　真田綜合法律事務所　相続財産管理人　弁護士　真田　範行

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県福島市松川町金沢字阿弥陀前五三番地、最後の住所に同じ　被相続人亡　丹治　重三郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をしてください。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十二月一日

静岡県静岡市駿河区広野六丁目二一番四号　相続財産管理人　生駒　純一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市中央区日本橋二丁目八〇番地の二、最後の住所大阪府高槻市永楽町二番九号　被相続人亡　北川　儀平

右被相続人の相続人のあることが不明なので、相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をしてください。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十二月一日

神明ビル三階外山法律事務所　相続財産管理人　弁護士　外山　弘

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北九州市小倉北区片野新町二丁目二番、最後の住所北九州市小倉北区片野新町二丁目二番四号　被相続人亡　石川　光子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をしてください。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十二月一日

大阪市北区西天満四丁目一一番二二号　阪神　太郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県御殿場市川島田五三二番地、最後の住所千葉県山武郡九十九里町不動堂四〇〇一〇　被相続人亡　瀬野　誠一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をしてください。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十二月一日

北野ビル八階　真田綜合法律事務所　相続財産管理人　弁護士　真田　範行

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県福島市松川町金沢字阿弥陀前五三番地、最後の住所に同じ　被相続人亡　丹治　重三郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をしてください。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十二月一日

静岡県静岡市駿河区広野六丁目二一番四号　相続財産管理人　生駒　純一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市中央区日本橋二丁目八〇番地の二、最後の住所大阪府高槻市永楽町二番九号　被相続人亡　北川　儀平

右被相続人の相続人のあることが不明なので、相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をしてください。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十二月一日

神明ビル三階外山法律事務所　相続財産管理人　弁護士　外山　弘

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北九州市小倉北区片野新町二丁目二番、最後の住所北九州市小倉北区片野新町二丁目二番四号　被相続人亡　石川　光子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をしてください。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十二月一日

大阪市北区西天満四丁目一一番二二号　阪神　太郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県御殿場市川島田五三二番地、最後の住所千葉県山武郡九十九里町不動堂四〇〇一〇　被相続人亡　瀬野　誠一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をしてください。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十二月一日

北野ビル八階　真田綜合法律事務所　相続財産管理人　弁護士　真田　範行

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県福島市松川町金沢字阿弥陀前五三番地、最後の住所に同じ　被相続人亡　丹治　重三郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をしてください。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十二月一日

静岡県静岡市駿河区広野六丁目二一番四号　相続財産管理人　生駒　純一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市中央区日本橋二丁目八〇番地の二、最後の住所大阪府高槻市永楽町二番九号　被相続人亡　北川　儀平

右被相続人の相続人のあることが不明なので、相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をしてください。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十二月一日

神明ビル三階外山法律事務所　相続財産管理人　弁護士　外山　弘

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北九州市小倉北区片野新町二丁目二番、最後の住所北九州市小倉北区片野新町二丁目二番四号　被相続人亡　石川　光子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をしてください。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

無縁墳墓等改葬公告

墓地整理のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

一、平成二十一年十二月一日

二、墳墓等所在地　富山県南砺市高宮一五八四

三、墳墓等の名称　高宮共同墓地

四、死亡者の本籍及び氏名

各死亡者の本籍　不詳

村上三右エ門、水本万兵衛、窪田宗次郎、幅田宅次郎、水内平蔵、本江次郎八、水本清右エ門、高和作兵衛、金嶋常太郎、吉原六右エ門、歌頭三六、橋場喜一郎、金谷久松、中田与三助、長橋次郎兵衛、竹本十三郎、田畠栄吉、竹中徳蔵、金谷与作、竹中喜一郎、米田平七、金谷三九郎、高畠仁六、吉原彦八、窪田宗右エ門、水内三松、内田九右エ門、高和宗助、小橋与三次郎、水内与次郎、辻野源次郎、片山おい、辻野友二

五、改葬を行おうとする者　富山県南砺市高宮二七三　高宮区長　當田　隆夫

無縁墳墓等改葬公告

墓地整理のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

一、平成二十一年十二月一日

二、墳墓等所在地　富山県射水市串田四八五〇

三、墳墓等の名称　大澤山勝運寺墓地

四、死亡者の本籍及び氏名　不詳二基

五、改葬を行おうとする者　富山県射水市串田四八五〇　宗教法人大澤山勝運寺　代表役員　大澤　圓隆

平成二十一年十二月一日

北九州市小倉北区魚町三丁目三番二〇号　相続財産管理人　梯　輝元

無縁墳墓等改葬公告

墓地整理のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

一、平成二十一年十二月一日

二、墳墓等所在地　富山県南砺市高宮一五八四

三、墳墓等の名称　高宮共同墓地

四、死亡者の本籍及び氏名

各死亡者の本籍　不詳

村上三右エ門、水本万兵衛、窪田宗次郎、幅田宅次郎、水内平蔵、本江次郎八、水本清右エ門、高和作兵衛、金嶋常太郎、吉原六右エ門、歌頭三六、橋場喜一郎、金谷久松、中田与三助、長橋次郎兵衛、竹本十三郎、田畠栄吉、竹中徳蔵、金谷与作、竹中喜一郎、米田平七、金谷三九郎、高畠仁六、吉原彦八、窪田宗右エ門、水内三松、内田九右エ門、高和宗助、小橋与三次郎、水内与次郎、辻野源次郎、片山おい、辻野友二

五、改葬を行おうとする者　富山県南砺市高宮二七三　高宮区長　當田　隆夫

無縁墳墓等改葬公告

墓地整理のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

一、平成二十一年十二月一日

二、墳墓等所在地　富山県射水市串田四八五〇

三、墳墓等の名称　大澤山勝運寺墓地

四、死亡者の本籍及び氏名　不詳二基

五、改葬を行おうとする者　富山県射水市串田四八五〇　宗教法人大澤山勝運寺　代表役員　大澤　圓隆

旅行業者営業保証金取戻し公告

旅行業法第９条第７項及び旅行業者営業保証金規則第９条第１項（変更登録を受けた場合）、旅行業法第20条第３項及び旅行業者営業保証金規則第９条第２項（登録の抹消があった場合）、又は旅行業法第22条の15第１項及び旅行業者営業保証金規則第９条第３項（旅行業協会の保証社員となった場合）の規定により次のように公告します。

下記⑩の取戻しをしようとする営業保証金につき、旅行業法第17条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに氏名又は名称及び住所を記載した申出書に権利を有することを証する書面を添付して⑪の申出書提出先に提出してください。前記期間内に申出書の提出がないときは、営業保証金は取戻されます。

平成 21 年 12 月１日

記

［掲載順序］

①商号　②旅行業の業務の範囲（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦変更登録年月日及び変更登録後の登録番号（変更登録を受けた場合）　⑧登録の抹消年月日（登録の抹消があった場合）　⑨旅行業協会の保証社員となった年月日（保証社員になった場合）　⑩営業保証金の額（変更登録を受けた場合にあっては、取戻しをしようとする営業保証金の額）　⑪申出書提出先　⑫掲載者の住所、名称又は氏名並びに法人にあってはその代表者の氏名

＊冒頭のＡは変更登録を受けた場合、Ｂは登録の抹消があった場合、Ｃは旅行業協会の保証社員となった場合をあらわす。

Ｃ　①株式会社アライズインターナショナル　②第３種旅行業　③大阪府知事登録旅行業第３―2372号　④株式会社アライズインターナショナル　大阪府大阪市中央区南船場四丁目７番11号　代表取締役　西木淳　⑤本社　大阪府大阪市中央区南船場４―７―11―301　⑥平成18年６月21日　⑨平成21年11月10日　⑩300万円　⑪大阪府知事　⑫大阪府大阪市中央区南船場四丁目７番11号　株式会社アライズインターナショナル　代表取締役　西木淳

Ｂ　①株式会社J―naps　②第３種旅行業　③福岡県知事登録旅行業第３―661号　④株式会社J―naps　福岡県福岡市博多区博多駅前２丁目19番29号　代表取締役　中川次郎　⑤本社営業所　福岡県福岡市博多区博多駅前２丁目19番29号　⑥平成19年２月７日　⑧平成21年10月15日　⑩300万円　⑫株式会社J―naps　福岡県福岡市博多区博多駅前２丁目19番29号　代表取締役　中川次郎

旅行業協会弁済業務保証金取戻し公告

旅行業法第22条の12第５項及び旅行業協会弁済業務保証金規則第２条第１項（保証社員の地位を失った場合）、又は旅行業法第22条の12第１項及び旅行業協会弁済業務保証金規則第２条第２項（保証社員が変更登録を受けた場合）の規定により次のように公告します。

下記①に掲げる者との旅行業務に関する取引によって生じた債権（保証社員の地位を失った場合は、当協会の保証社員であった期間におけるものに限る）に関し旅行業法第22条の９第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、当協会の弁済業務規約の定めるところにより、その債権の額及びその取引が成立した時期並びに氏名又は名称及び住所を記載した認証申出書２通を、下記①に掲げる者の所属する当協会に提出してください。前記期間内に認証申出書の提出がないときは、弁済業務保証金は取戻されます。

平成 21 年 12 月１日

記

［掲載順序］（　）内は保証社員が変更登録を受けた場合の表示

①当協会の保証社員であった者の商号（商号）　②旅行業の業務の範囲（変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦協会の保証社員としての地位を失った年月日（変更登録年月日及び変更登録後の登録番号）　⑧保証社員が当協会に納付した弁済業務保証金分担金の額に相当する額（取戻しをしようとする弁済業務保証金の額）　⑨弁済限度額

＊冒頭のＡは保証社員の地位を失った場合、Ｂは保証社員が変更登録を受けた場合をあらわす。